

【緊急対策】風しん予防接種費用の一部を助成します！**～予防接種で妊婦さんと赤ちゃんを風しんから守りましょう～**

町では、流行が続いている風しんについて、「先天性風しん症候群」発生防止のための緊急対策として、予防接種費用の一部助成を実施します。

※「先天性風しん症候群」…風しんに対する免疫を持たない女性が、妊娠初期に感染すると、胎児も風しんウィルスに感染し、白内障・先天性心疾患・難聴などの先天異常を持った赤ちゃんが生まれることがあります。

■助成対象者

- (1)妊娠を予定又は希望する女性で出雲崎町に住所を有する者
 - (2)妊婦で出雲崎町に住所を有する者の夫及び同居家族
- ※予防接種歴が2回ある者、罹患歴のある者、妊婦さんは対象外です。

■対象ワクチン

- ・麻しん風しん混合ワクチン（MR）もしくは風しんワクチン（R）
- ※注射は腕の皮下注射になります。

■助成対象の接種期間

- ・平成25年4月1日～平成26年3月31日

■助成額

- ・麻しん風しん混合ワクチン（MR）：1人1回 6,000円
- ・風しんワクチン（R）：1人1回 4,000円

■自己負担額

- ・各医療機関の接種費用から町助成額を引いた金額

■助成方法

- ・償還払い
- 医療機関において接種費用の全額を支払い、保健福祉課保険健康係で償還払いの申請手続きをしてください。後日助成額を払い戻します。

【申請に必要なもの】

- ・助成対象者の認印
- ・医療機関で発行した領収書
- ・母子健康手帳（助成対象者の(2)の方のみ）
- ・振込先の分かるもの

■お問い合わせ 保健福祉課保険健康係（☎78-2293）

◆風しんに関するサイト 厚生労働省◆

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou21/>